

文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年11月27日
名古屋市観光文化交流局文化振興室

1 はじめに

本ガイドラインは、国の方針及びそれを受けて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年9月18日 公益社団法人全国公立文化施設協会）」を踏まえ、文化施設の活動再開に向けて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。今後、国の方針の変更や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）」等の改訂があった場合は、本ガイドラインの内容を必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

2 定義

このガイドラインにおける以下の用語の意義は次のとおりです。

- ・設置者 文化施設を設置する自治体（名古屋市）。
- ・施設管理者 文化施設を管理する事業者（指定管理者）。
- ・従事者 文化施設の管理・運営に従事する者。
- ・公演主催者 文化施設で公演又は催事等（以下「公演」という。）を主催する事業者（施設使用者）。
- ・公演関係者 出演者及び公演の開催に携わるスタッフ。
- ・来場者 公演を鑑賞等するために施設に来場する者。

3 感染防止ための基本的な考え方

(1) 「三つの密」の発生防止

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場の発生を極力防止するよう努めてください。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

① 催物開催の目安

催物（イベント等）については、国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日）、「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針（令和2年11月20日変更）及び当地域の感染状況等を踏まえ、本ガイドライン並びに業種別ガイドラインに則した感染防止対策が徹底されることを前提に、別紙1のとおりイベント等を開催することができるものとします。ただし、別紙1の目安内であっても、全国的又は広域的な人の移動が

見込まれるものや参加者の把握が困難なもの等、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するよう、公演主催者に対し、慎重な対応を求めることとします。

また、市内で急激な感染拡大のおそれが生じた場合や、同種のイベント等でクラスター発生事例が確認された場合等は、対応を再度検討することとします。

なお、令和3年3月1日以後の取扱いについては、今後検討のうえ、本ガイドラインの改訂を行います。

② 愛知県との事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について、愛知県に事前に相談を行ってください。なお、イベント等の開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又は公演主催者とします。

【相談窓口】

愛知県防災部防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ
電話 052-954-6143

上記の考え方を踏まえ、設置者、施設管理者、公演主催者をはじめすべての主体が感染回避に徹底して取り組むため、以下の具体的な対策を講ずることとします。

4 すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じてください。また、施設管理者及び公演主催者においては、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨を、ホームページ等で公表してください。

- ・マスクの原則常時着用
- ・手指の消毒や手洗いの徹底
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・大声を出さないことの奨励
- ・相互の社会的距離の確保
- ・換気の励行（従事者、公演関係者等）
- ・会場内及び屋内共用部での飲食（体調維持のための水分補給を除く）の禁止
- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用
- ・検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には来場を控える（自宅待機等の対応をとる）こと。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

5 施設管理者が講ずる具体的な対策

(1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者、公演主催者及び関係者、来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い効果的な感染防止策を講じる必要があります。大規模な人数の移動や県境を越えた移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク評価（③）も必要となります。

利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機等）には特に注意を要します。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声でのよびかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価します。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県境を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

(2) 施設内の各所における対応策

施設管理者は、リスク評価（①②）を踏まえ、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図ってください。

① 消毒

- ・手指消毒や手洗いを励行してください。
- ・少なくとも施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行ってください。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする必要があります（以下、消毒に関する記載において同じ）。
- ・会場内やロビー、会議室、練習室、楽屋、トイレなど、不特定多数が特に接触する頻度が高いと判断される場所は、定期的に消毒してください。

- ・施設の出入口に、手指消毒用の消毒液を設置するようにしてください。不足が生じないよう定期的な点検を行い、必要であれば、入口と出口を分けること（一方通行）や、出入口数を制限することも検討ください。

② 換気

- ・施設内の換気を徹底してください。
- ・合理的な換気量（ビル管理法に基づく必要換気量は1人当り毎時30 m³以上）を保つよう換気設備の点検を実施するなど、維持管理に努めてください。
- ・施設内は、空気調和設備の運用に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ってください。

③ 社会的距離の確保・会話の抑制など

- ・来場者にマスク着用を促すように掲示等で周知してください。また、マスクを着用していない場合には、個別に注意等を行ってください。
- ・施設内では、来場者等が密にならないように、人と人との間に十分な間隔（最低1 m）を確保するよう努めてください。
- ・窓口等の行列においても、十分な間隔（最低1 m）を空けた整列を促すよう、掲示等で周知してください。
- ・対面で接する窓口等には、アクリル板や透明ビニールカーテンなどの間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意してください。
 - － 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
 - － 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて、板状のものの方が防火上望ましいこと。
 - － 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

④ その他

- ・施設内に複数の会場がある場合（大小ホールなど）や他用途の施設との複合施設の場合、それぞれの関係者の動線ができるだけ交わらないようにゾーニングを講じてください。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。

<トイレ>

- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・個人のハンカチ等を使うように徹底してください。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにしてください。

<清掃・ゴミの廃棄>

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・作業を終えた後は、手洗い・消毒を行ってください。

<飲食施設、ショップ>

施設管理者は施設内の飲食事業者等及び公演主催者に対して、次の通り感染予防措置を要請してください。名古屋市が貸付及び目的外使用許可している飲食事業者等に対しては、名古屋市から要請します。

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が十分な間隔（最低1m）となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫してください。
- ・混雑時は必要に応じて入場制限を実施してください。会場に付属する飲食カウンター等については、休憩時等に密集状態が発生しないようにしてください。
- ・来場者が密にならないように、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すよう、掲示等で周知してください。
- ・飲食施設やショップ等の入り口に消毒液を設置し、来場者へ手指消毒や手洗いを励行してください。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。可能であれば、使い捨ての紙食器を利用してください。
- ・施設内の換気を徹底してください。
- ・飲食施設に関わる従業員は、特にマスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようしてください。

(3) 従事者に関する感染防止策

- ・本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように周知徹底してください。
- ・執務エリアでの密集を避けるため、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めてください。また、必要に応じて遠隔会議システムも活用してください。
- ・執務エリア（休憩室等含む）でも、可能な限り事務用品等の共用は避けてください。
- ・ユニフォームや作業着はこまめに洗濯してください。
- ・公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えてください。
- ・施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。また、こう

した情報が必要に応じて保健所などの公的機関へ提供され得ることを周知してください。

- ・従事者等の感染が疑われる際の対応について事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定めてください。

(4) 周知・広報

感染予防のため、「4 すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策」に記載された事項について、施設内の掲示やホームページ等により、来場者に対して周知・広報してください。

(5) 公演主催者との関係

- ・公演主催者に対し、ガイドライン等に即した感染防止策を徹底するよう求めてください。
- ・公演主催者に対し、別紙誓約書に署名又は記名押印のうえ、提出するよう求めてください。順守されない場合、施設管理者は使用許可を取り消すことができます。

(6) 感染が疑われる者並びに感染者が発生した場合の対応策

- ・施設管理者は、感染の疑いのある者並びに感染者が発生した場合に、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。
- ・発生の際には保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報を提供してください。また、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には、必要箇所の消毒を実行してください。
- ・施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について事前に検討を行ってください。（換気の良い救護室（一時的隔離）や備品の準備等）

6 公演主催者に協力を求める具体的な対策

- ・公演主催者は、本ガイドラインを順守することはもとより、催物の性質等により講ずべき感染防止策の水準等が異なること等に鑑み、必要に応じて各公演ジャンルの統括団体等が策定しているより詳細なガイドラインも参照し、感染防止策を徹底してください。以下の感染防止策は、要請の例示として掲げるものです。
 - ・施設の利用にあたっては、別紙誓約書に署名又は記名押印のうえ、提出してください。順守されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。
 - ・公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。
- ※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとします。

(1) 基本的な感染防止策

前掲「4 すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策」を参照し、徹底してください。

(2) 収容率について

「3 感染防止ための基本的な考え方 (2) 催物 (イベント等) の開催制限」を参照してください。

(3) 事前調整

- ・公演主催者と施設管理者は、予定されている公演や施設の利用について、ガイドラインを踏まえた感染防止策の具体的な措置と、双方の役割分担を調整してください。
- ・仕込み、リハーサル、撤去について、施設の使用時間の中で、余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定を設けてください。
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演 (特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演) については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について、より慎重な対応を検討してください。

(4) 公演主催者及び公演関係者に関する感染防止策

① 準備

- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- ・公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、

必要な情報提供を行ってください。

- ・催物開催中や開催前後における、感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。

② 仕込み・撤去等

- ・仕込み、撤去等において、十分な感染防止策を講ずるようにしてください。
- ・仕込み、撤去等においても、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。

③ 練習・本番等

- ・手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- ・施設内ではマスク着用を原則（表現上困難な場合を除く）とします。
- ・来場者と接触するような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。

④ その他

- ・楽屋、リハーサル室等でも、不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。また、換気を励行してください。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するなど、十分な感染防止対策を講じてください。（公演主催者及び公演関係者の楽屋等における飲食は可。ただし、対面での飲食など感染リスクの高い行動は回避すること。）

(5) 来場者に関する感染防止策

- ・チケットシステムや名簿の作成、名刺等で、公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・来場者に対し、感染防止策（「4 すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策」）を周知（事前、公演当日）してください。
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に十分に周知するようにしてください。また、来場を控えてもらった場合の対応（チケットの振替や払い戻しを規定するようにしてください）。
- ・公演後の出待ちや面会、プレゼントの差し入れ等は控えるように周知してください。

- ・交通機関・飲食店等の分散利用等の、公演前後の感染防止について注意喚起してください。

(6) 会場内での感染防止策

接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用等による咳エチケットの徹底と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。

① 消毒

- ・会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜（公演前、公演の入れ替え時等）行ってください。
- ・会場入口には施設管理者が無償貸与する消毒液を設置してください。不足が生じないよう適宜点検してください。

② 換気

- ・会場内は、空気調和設備の運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ってください。

③ 客席

- ・座席は原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離（最低でも水平距離で2 m以上）を取ってください。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じてください。
なお、演者が発声をしない公演等（演者が、激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う等、飛沫感染のリスクが考えられるような公演については除く。）については、舞台前からの距離をとる必要はありません。
- ・隣同士の配席とする場合には、座席のひじ掛けの使用については、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。

④ 社会的距離の確保・会話の抑制など

- ・来場者や関係者等、それぞれの立ち入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。
- ・休憩時間や入退場時間は、施設使用時間の中で、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・休憩時間や入退場時には、会話の抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ・休憩時間や入退場時の移動に際しては、券種やゾーンごとの時間差とするなど、滞留を抑制してください。
- ・密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1 m）の間隔を保持してください。

- ・会場内での行列（トイレ、飲食カウンター、入退場時等）は、十分な間隔（最低 1 m）を空けた整列を促してください。
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低 1 m）を取るとともに、マスク着用に加え、必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。
- ・来場者と接する窓口（受付、物販等）では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者との間を遮蔽してください。

⑤ 入場時の対応

- ・施設内ではマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等、また、個別に注意を行うことにより着用を徹底してください。
- ・会場入場時に検温等の対策を実施してください。
※検温機器は施設管理者が無償貸与します。
- ・以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - 検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
(又は、平熱と比べて1度以上高い場合)
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに、当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合 等
- ・物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）等を検討してください。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しは極力避けてください。避けられない場合は、手袋の着用を徹底してください。
- ・会場のクローク機能については、必要最小限の運用とし、取扱者はフェイスシールドや手袋を着用してください。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。

⑥ 物販等

- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・物販に関わる従業員は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

⑦ その他

- ・会場内及び屋内共用部での飲食（体調維持のための水分補給を除く）は禁止とします。
- ・屋外に飲食スペースを設ける場合は、5(2)④<飲食施設・ショップ>に記載する感染予防措置を行ってください。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないように「マナーモード」設定を推奨します（携帯電話抑制装置の使用は作動には干渉しません。）

(7) 感染が疑われる者並びに感染者が発生した場合の対応策

- ・公演主催者は、公演関係者等の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定めてください。
- ・感染が疑われる者並びに感染者が出た場合は、速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けるとともに、施設管理者へも連絡してください。
- ・保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・感染が疑われる者等と接触する際は、マスクやフェイスシールド、手袋等を着用してください。

(8) 公演関係者等の個人情報の把握について

- ・公演主催者は、公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1か月程度）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所などの公的機関に提供されうることを事前に周知してください。
- ・なお、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- ・発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いには十分に注意してください。